

給与制度の改正について

1 管理職員に係る給与処遇の改正

管理職員に係る役割の重要度が增大していることを踏まえ、職務・職責をより重視した給与制度のアップデートを行う。

(1) 管理職手当

管理職手当について、以下のとおり改正する。

【定年前再任用短時間勤務職員以外の職員】

区分	現行	改正後	引上げ額
園長	89,600円	93,500円	3,900円
副園長	64,700円	67,700円	3,000円

【定年前再任用短時間勤務職員】

区分	現行	改正後	引上げ額
園長	70,800円	74,200円	3,400円
副園長	41,900円	49,400円	7,500円

(2) 管理職員特別勤務手当

国の取扱いとの均衡を踏まえ、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、深夜勤務（平日）の支給対象時間帯を拡大し、夜間業務従事者の処遇を改善する。

【支給対象の時間帯】

現行	改正後
週休日等以外の日 (午前0時～午前5時)	週休日等以外の日 (午後10時～翌日午前5時)

2 実施時期

令和8年4月1日から実施する。

3 改正する条例

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例

第21号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務をしなかった</u>場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に<u>勤務しなかった</u>場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から</u>午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額<u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。